

仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金事業交付要綱

(令和6年3月14日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の設備投資等による生産性向上や従業員の賃金引上げの取り組みを支援するため、国（厚生労働省）の実施する「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」の支給の決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金（以下、「応援金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務改善助成金 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱に基づき、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付される補助金をいう。
- (2) 国補助金交付要綱 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱をいう。
- (3) 中小企業者等 次に掲げるいずれにも該当する事業者をいう。
 - ア 国補助金交付要綱第2条に規定する者
 - イ 会社にあつては登記されている本店の所在地が、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ本市の区域内であること
- (4) 個人事業者 国補助金交付要綱第2条に規定する事業を行う個人で、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者
 - イ 本市の区域内に施設を所有又は借り受け、当該施設で事業を行っている者
- (5) 本人確認書類の写し 応援金の申請の日において有効な、次に掲げるいずれかの書類（個人番号の記載のないものに限る。）をいう。
 - ア 運転免許証（運転免許証を返納している場合にあつては、運転経歴証明書）の両面の写し
 - イ 個人番号カードの表面の写し
 - ウ 住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）の表面の写し
 - エ 在留カードの両面の写し又は特別永住者証明書の両面の写し

- オ 外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）の両面の写し
- カ 上記のほか特に市長が必要と認めるもの

（応援金の交付対象者）

第3条 規則第3条第1項の規定による応援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1） 令和5年4月1日以降に業務改善助成金の支給決定を受けていること
- （2） 中小企業者等又は個人事業者であること
- （3） 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。個人事業者の場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと
- （4） 暴力団等と関係を有していないこと
- （5） 他の地方公共団体から業務改善助成金の同一の支給決定に関連した、応援金と同様の補助金等の交付を受けていないこと

（市税の滞納がないことの確認）

第4条 前条第3号に掲げる要件は、市長が応援金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第5条 応援金の交付の申請をしようとする者が中小企業者等である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

2 応援金の交付の申請をしようとする者が個人事業者である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国補助金交付要綱第4

条第2項に掲げる助成対象経費とする。

(応援金の額)

第7条 応援金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する金額とする（その額が60万円を超える場合は60万円）。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 申請をしようとする者が中小企業者等である場合における規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定及び支給決定通知書（国補助金交付要綱様式第11号）の写し

(2) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書及び添付書類の写し

①事業実績報告書（国補助金交付要綱様式第9号）の写し

②国庫補助金精算書（国補助金交付要綱様式第9号別紙1）の写し

③事業実施結果報告（国補助金交付要綱様式第9号別紙2）の写し

(3) 照会同意書（様式第2号）

(4) 回答同意書（様式第3号）

(5) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し（申請の日以前3か月以内に取得したものに限る。）

(6) 委任状（申請手続きを代理人に委任する場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請をしようとする者が個人事業者である場合における規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）、本条第1項第1号から第4号に掲げるもののほか、次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 申請をしようとする者の本人確認書類の写し

(2) 店舗の賃貸借契約書その他の本市の区域内に施設を所有又は借り受け、当該施設で事業を行っていることを示す書類の写し（申請をしようとする者が本市の住民基本台帳に記録されている者でない場合に限る。）

(3) 委任状（申請手続きを代理人に委任する場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査の上、応援金を交付することが適当と認めたときは、応援金の交付を決定し、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査の上、応援金を交付することが不適当と認めたときは、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(応援金の交付)

第11条 第9条第1項に規定する応援金の額の確定の通知を受けた申請者が応援金の請求をするときは、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付請求書(様式第7号)に必要な書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときには応援金を交付するものとする。

(応援金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、応援金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により応援金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 第3条の要件に該当していなかったことが判明したとき又は該当しないこととなったとき

(3) 応援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行った場合において、既に応援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付決定取消通知書(様式第8号)により申請者に理由を付して通知するとともに、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金返還請求書(様式第9号)により適当な期限を定めてその返還を請求するものとする。

(財産の管理等)

- 第13条 助成事業者は、助成対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 市長は、助成事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第14条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第13条第四号及び第五号の規定により厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 助成事業者は、施行令第14条第1項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 第2項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請に対する証人は、書面により行うものとする。

(立入検査等)

- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、応援金の交付決定を受けた者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、応援金の交付決定を受けた者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第16条 応援金の交付決定を受けた者は、交付申請に係る証拠書類を整備し、かつ、応援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(委任)

- 第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 7 年 3 月 28 日改正)

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。